



平成 21 年 5 月 11 日

各位

会社名 住友重機械工業株式会社
代表者 代表取締役社長 中村 吉伸
(コード番号6302 東・大証 第一部)
問合せ先 IR広報室長 大島 秀夫
(TEL 03-6737-2333)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 113 期定時株主総会に下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号、以下「株式等決済合理化法」という。）」附則第6条第1項の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がなされたものとみなされております。そのため、現行定款第7条、第9条第2項並びに第12条第3項における実質株主名簿及び株券喪失登録簿に関する規定は不要となりますので、これらを削除するものであります。但し、株券喪失登録簿については、株式等決済合理化法の施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、経過措置として、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (2) その他（1）の変更に伴う所要の変更を行うものであります。
- (3) 事業を取り巻く経済環境が厳しさを増すなか、迅速かつ柔軟な事業展開やM&Aの遂行に備えた機動的な資金調達及び資本政策を可能とするため、現行定款第6条の発行可能株式総数を12億株から18億株に増加するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日（金曜日）

以上

(別紙)

定款変更案(1)、(2)の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
(株券の発行)	(削除)
<u>第7条</u> 当社は株式に係る株券を発行する。	
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第8条 (省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第9条 当社の単元株式数は1,000株とする。 <u>当社は第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u>	第8条 (現行どおり) (削除)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第12条 当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。	第11条 (現行どおり) (現行どおり) 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。
第13条～第34条 (省略)	第12条～第33条(条数を1条ずつ繰り上げる)
(剰余金の配当)	(剰余金の配当)
第35条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。	第34条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日現在の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。
(中間配当)	(中間配当)
第36条 当社は取締役会の決議によって毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。	第35条 当社は取締役会の決議によって毎年9月30日現在の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し中間配当をすることができる。
(新設)	附則 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<u>第2条</u> 前条および本条の規定は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。

定款変更案（3）の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>12</u> 億株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>18</u> 億株とする

以上